# 上下水道局監查結果報告書

## 1 監査の種類

定期監査(地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査)

# 2 監査実施の期間

令和4年8月24日から同年12月16日まで

#### 3 監査の対象及び範囲

上下水道局の所管に属する令和4年4月1日から同年7月31日までに執行 された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務

# 4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3 E (経済性、効率性、有効性)が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

### 5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる 監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及 び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

#### 6 監査の結果

次に述べる指摘事項については適正な措置を講じ、意見については検討されたい。

(1) 指摘事項

### ア 予算の執行に関する事務

次の物品の購入に係る随意契約理由書において、随意契約とする場合の地方自治法施行令の適用条項が第167条の2第1項第1号該当(契約規則第21条第2号の規定による80万円を超えない額の物件供給契約)と記載されていたが、いずれも予算執行額が80万円を超えていたので、今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

- ・下町浄化センター4号焼却炉用光コンバーター契約日 令和4年5月26日 予算執行額 1,188,000円
- ・下町浄化センター処理水再利用施設用光コンバーター 契約日 令和4年7月8日 予算執行額 1,188,000円
- ・下町浄化センター焼却炉付帯設備用光コンバーター 契約日 令和4年7月26日 予算執行額 1,188,000円

(水再生課)

# イ 契約に関する事務

- (ア)上下水道局契約規程によりその例によるとされた契約規則によると、50万円以下の随意契約にあっては、契約の履行に必要な要件を記載した見積書をもって請書等に代えることができると規定されており、物件供給契約において見積書をもって請書等に代える場合には、契約の履行に必要な要件として納入期限の記載が必要となる。次の物品の購入に係る契約手続について、請書等に代えて見積書をもって事務処理を行っていたが、見積書に納入期限が記載されていなかったので、今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。
  - ・会議用テーブル (契約日 令和4年4月19日)
  - ・安全長靴(半長靴)(契約日 令和4年7月19日)

(総務課)

(イ)上下水道局契約規程によりその例によるとされた契約規則によると、50万円以下の随意契約にあっては、契約の履行に必要な要件を記載した見積書をもって請書等に代えることができると規定されており、修繕請負契約において見積書をもって請書等に代える場合には、契約の履行に必要な要件として履行期限の記載が必要となる。上下水道局給水車ポンプ修繕一式に係る契約手続について、請書等に代えて見積書をもって事務処理を行っていたが、見積書に履行期限が記載されていなかったので、今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

#### ウ 財産管理に関する事務

令和4年度における公共下水道敷地使用期間更新許可申請書の提出を受け、公共下水道敷地使用許可を行った使用物件のうち上町ポンプ場敷地の使用許可を行った使用物件について、敷地内に所在を確認することができないもの(電柱1本)があったので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(用地管理課)

## (2) 意見

ア 指摘事項(財産管理に関する事務)に記載のとおり、令和4年度における公共下水道敷地使用期間更新許可申請書の提出を受け、公共下水道敷地使用許可を行った使用物件のうち上町ポンプ場敷地の使用許可を行った使用物件について、敷地内に所在を確認することができないものがあった。

上町ポンプ場については、令和3年7月31日付けで上町浄化センターが廃止となり、令和3年8月1日からポンプ場としての運用を開始し、令和4年3月31日付けで遊休資産の減損損失が計上されるなど、資産として一定の整理が行われた施設である。広範にわたる上下水道局所管土地における使用物件を一律に調査することは困難であるとしても、使用期間更新許可申請時における書面審査に加え、施設の大規模改修等をきっかけとして、敷地内における使用物件の状況を併せて確認することで、効率的かつ効果的な事務処理に資すると考えられるので、上下水道局所管土地に係る使用許可事務のあり方について検討されたい。

(用地管理課)

イ 上下水道局公印規程によると、「技術部水道管路課長」が管主者である「横須賀市上下水道事業管理者之印参」の使用区分は「技術部水道管路課、技術部水道施設課及び技術部浄水課の所管事務の一般公文書」と定められているが、その使用区分に定められていない「技術部下水道管渠課の所管事務の一般公文書」にも当該公印が使用されている状況がみられた。

この状況は、技術部下水道管渠課が市役所本庁舎から逸見総合管理センターに移転した以降に生じたものと考えられるが、上下水道局公印規程に定められた公印の使用区分と実際の使用状況を確認の上、公印の使用区分について検討されたい。

(総務課、水道管路課及び下水道管渠課)